

武蔵村山市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定要綱

(令和3年8月27日訓令(乙)第152号)

(目的)

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定し、当該認定を受けた事業所及びその取組内容を広く紹介することにより、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーク・ライフ・バランス 市民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭・地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できるよう、仕事と生活の調和を図ることをいう。
- (2) 事業所 市内に本社又は主たる支店、営業所等があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行うもの（国又は地方公共団体を除く。）をいう。

(対象)

第3条 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定（以下「認定」という。）の対象となる事業所は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を積極的に行い、今後も継続して当該取組を行うことが期待できる事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は、認定の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を営んでいること。
- (2) 法令に違反し、又は必要な許可等を受けずに事業を営んでいること。
- (3) 市税を滞納していること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的な団体であること又はこれらの団体と関係していること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認めること。

(申請)

第4条 認定を受けようとする事業所の代表者は、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書（第1号様式）にワーク・ライフ・バランス推進事業所チェックシート（第2号様式）を添えて市長に申請するものとする。

(審査及び認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、別表に定めるワーク・ライフ・バランス推進事業所認定基準（以下「認定基準」という。）に基づいて審査を行い、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要に応じ、認定を受けようとする事業所に対し、説明の聴取等を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による審査の結果、事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定したときは、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定書（第3号様式）を当該事業所に交付する。

（公表）

第6条 市長は、前条の規定により認定した事業所（以下「認定事業所」という。）の名称及び取組内容等について、市報及び市ホームページ等により公表するものとする。

（認定期間）

第7条 認定事業所の認定の期間は、認定の日から起算して3年間とする。

（変更申請）

第8条 認定事業所の代表者は、認定を受けた事項に変更が生じたときは、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（認定取消し）

第9条 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業所から認定取消しの申出があったとき。
- (2) 認定事業所が廃業したとき。
- (3) 認定事業所がこの要綱に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により推進事業所の認定を受けたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年7月25日訓令（乙）第156号）

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

別表（第5条関係）

ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定基準

ワーク・ライフ・バランス推進事業所チェックシートにおける次の4分野において、各分野で1以上の取組を行い、合計15以上の取組をしていること。	
I	就労による経済的自立が可能な社会に向けて
II	健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて
III	多様な働き方・生き方が選択できる社会に向けて
IV	その他（福利厚生・職場環境など）